

平成19年11月26日発行  
副会長（科学者コミュニティー担当）  
浅 島 誠

今回は、10月末に持ち回りで行われた第45回及び11月22日に開催された第46回幹事会の概要について御報告いたします。

第45回（10月31日（水）会則第26条による幹事会における議決方法の特例による）

次の提案について承認されました。

- ・国際委員会の分科会等の委員の決定
- ・分野別委員会の分科会の委員の決定
- ・地球温暖化等、人間活動に起因する地球環境問題に関する検討委員会の委員の決定
- ・憲章起草委員会の委員の任期及び設置期間の延長
- ・シンポジウムの開催

第46回（11月22日（木）14：00～16：00）

1 非公開審議事項について審議が行われました。

(1) 委員会関係として

選考委員会運営要綱の改正（2分科会、6小分科会）及び委員の決定（1分科会、3小分科会）が承認されました。

科学者委員会運営要綱の改正及び委員の決定（1分科会）が承認されました。

国際委員会の委員の決定（3分科会）が承認されました。

分野別委員会運営要綱の改正（2分科会、2小委員会）及び委員の決定

（5委員会、13分科会、2小委員会）が承認されました。

課題別委員会設置要綱の改正（2委員会）及び委員の決定（2委員会）が承認されました。

今回、設置が承認された分科会等名は次のとおりです。

- ・会員候補者選考実務分科会
- ・人文・社会科学分野会員候補者選考実務会小分科会
- ・生命科学分野会員候補者選考実務小分科会
- ・理学・工学分野会員候補者選考実務小分科会
- ・連携会員候補者選考実務分科会
- ・人文・社会科学分野連携会員候補者選考実務会小分科会
- ・生命科学分野連携会員候補者選考実務小分科会
- ・理学・工学分野連携会員候補者選考実務小分科会
- ・史学委員会科学・技術の歴史的理論的社会的検討分科会
- ・地球惑星科学委員会・土木工学・建築学委員会合同国土・社会と自然災害分科会地球環境の変化に伴う水害・土砂災害への対応小委員会

2 第44回及び第45回幹事会議事要旨の確認が行われました。

3 前回幹事会以降の諸報告が行われました。

(1) IACが取りまとめた報告書「持続可能なエネルギー：未来への指針

- "Lighting the Way :Toward a Sustainable Energy Future"」に関する

会長コメントを発売したことについて、金澤会長から報告がありました。

(2) 学術とジェンダー委員会の対外報告「提言：ジェンダー視点が拓く学術と社会の未来」のインパクト・レポートについて、江原委員長から説明がありました。

4 審議事項について、審議が行われました。

(1) 対外報告「わが国食料生産における資源循環型畜産技術の開発と地域活性化」について、畜産学分科会入江正和幹事から説明があり、審議の結果、承認されました。

- (2) 对外報告「渇水対策・沙漠化防止に向けた人工降雨法の推進」について、農業生産環境工学分科会真木太一委員長から説明があり、審議の結果、分科会において改めて検討することになりました。
- (3) 日本学術会議会則の一部を改正する規則案について「意思の表出」として「提言」を追加することが承認されました。
- (4) 外国人会友（仮称）制度検討委員会設置要綱案について承認されました。
- (5) 日本学術会議協力学術研究団体の指定及び学術刊行物の審査は原案のとおり承認されました。
- (6) 平成19年度代表派遣（12～3月分）について承認されました。
- (7) 日本学術会議主催公開講演会・シンポジウム、国内会議の後援について承認されました。  
承認されましたシンポジウムなどの詳細は、日本学術会議ホームページの下記のアドレスを御覧いただき、是非多数の方に御参加いただきますようお願いいたします。  
( <http://www.scj.go.jp/ja/event/index.html> )
- (8) 今後の分科会等の運営について事務局から説明があり、今後検討を進めていくこととなりました。
- (9) サイエンスカフェに関する今後の対応について事務局から説明があり、今後、会員及び連携会員の皆様がサイエンスカフェを主催、共催される際の対応についての方針が示されました（下記を御参照ください。）。

---

#### サイエンスカフェに関する今後の対応について

平成19年11月22日  
日本学術会議会長 金澤一郎

サイエンスカフェは、科学者が市民と少人数で直接コミュニケーションを行う草根活動です。平成18年度には日本学術会議の主催または共催によるものが30回程度開催されましたが、平成19年度からは新たに関連予算を計上し、今後とも一層積極的に取り組むこととしているところです。  
このような状況を踏まえて、サイエンスカフェに関する対応については、当面、以下のとおりとするようお願いいたします。

1. 日本学術会議の会員、連携会員、部、委員会、分科会等は、サイエンスカフェを主催または共催したり、サイエンスカフェに講師として参加するなどにより、科学者と市民との対話に積極的に取り組むようにしてください。
2. 会員、連携会員、部、委員会、分科会等がサイエンスカフェを主催または共催する場合には「日本学術会議主催（または共催）」の名称を、また会員、連携会員がサイエンスカフェに講師として参加する場合には「日本学術会議会員（または連携会員）」の肩書きを、ポスター、プログラム等において用いることにより、科学者コミュニティの代表機関としての日本学術会議の活動を、具体的に目に見える形で社会に示すよう努めるようにしてください。  
なお、サイエンスカフェは、専ら日本学術会議の見解を示すための場ではないことを徹底してください。
3. 運営内規第5条は、学術会議が講演会、シンポジウム等を開催する場合には、開催主体に応じて幹事会の決定または承認を得ることといった手続きを定めていますが、サイエンスカフェについては、小規模の会であること、科学者と市民との間の双方向のコミュニケーションの場であること、コーヒーを飲みながらといった気軽な雰囲気で開催されるものであることを踏まえて、会員、連携会員、部、委員会、分科会等はこれらの手続きを経ることなく主催または共催して差し支えないこととします。  
一方で、サイエンスカフェは日本学術会議として重要な活動であり、幹事会として

て実績を把握することが必要ですので、事前に開催の旨を事務局に連絡するようにしてください。

なお、講演会、シンポジウム等を開催しようとする際に、幹事会の決定または承認といった手続きを省略する意図でサイエンスカフェを名乗るなど上記方針を濫用することのないよう留意してください。

(完)